

平成21年度  
地方公共団体定員管理研究会(第1回)資料

---

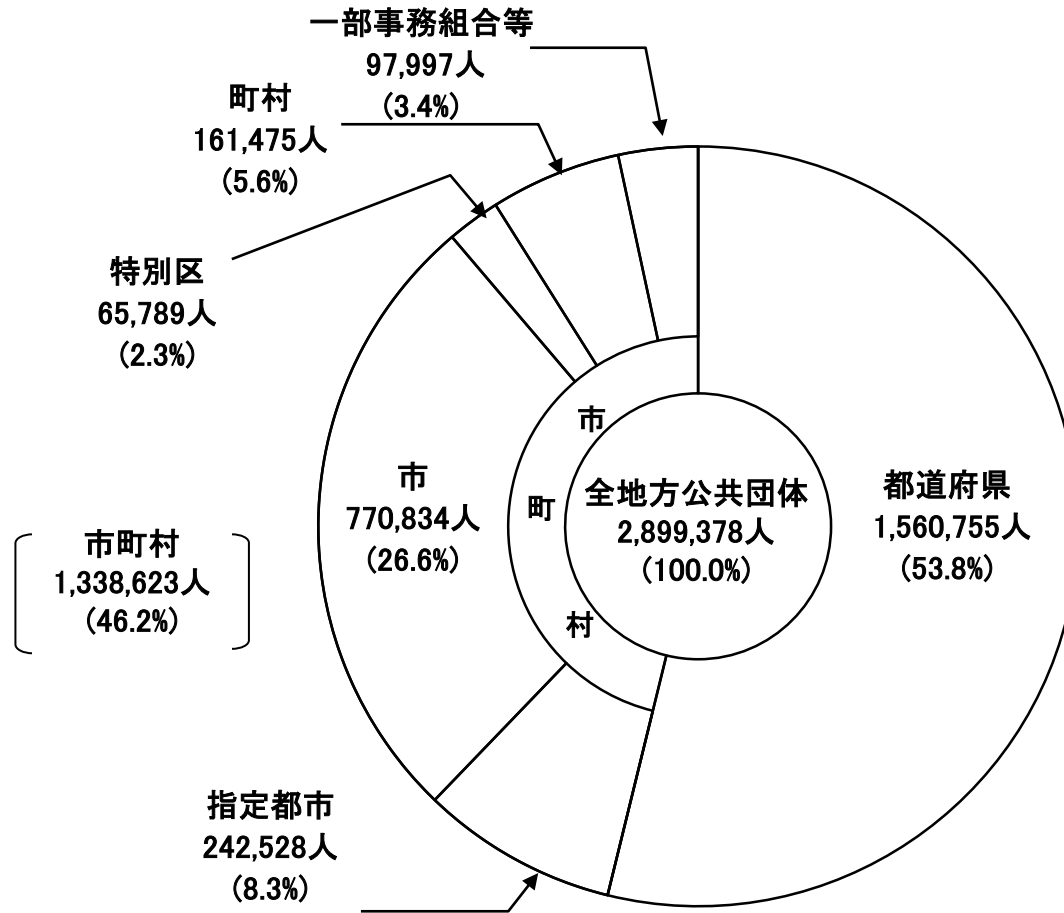
平成21年8月5日(水)  
総務省公務員部給与能率推進室

# 目次

・地方公務員総数の状況	1	・地方公共団体の定員管理の取組への要請について	15
・地方公務員総数の推移(昭和50年～平成20年)	2	・新地方行革指針による地方行革の推進について	17
・地方公務員の団体別職員数の推移	3	・集中改革プランにおける定員管理の数値目標	18
・地方公務員の部門別職員数	4	・国家公務員と地方公務員の純減状況	19
・国の配置基準等を定めている事例	5	・部門別職員数の推移(平成17～20年)	20
・国が配置基準を定める分野の推移	6	・民間委託(事務事業)の実施状況	21
・平成22年度の地方財政措置について	7	・地方公務員の年齢構成(一般行政職)	25
・部門別職員数の推移(昭和50～平成20年)	8	・国家公務員・地方公務員の年齢構成	26
・地方公務員の総数・一般行政部門の推移(平成6年～平成20年)	10	・地方公共団体の定員管理の計画に関する調査	27
・地方公共団体の定員管理を推進するための指標	11	・地方公共団体における定員管理について (平成21年7月1日自治行政局長通知)	30
・類似団体別職員数による比較	12		
・定員回帰指標による比較の基本イメージ	13		
・職員数の現状と取組シート	14		

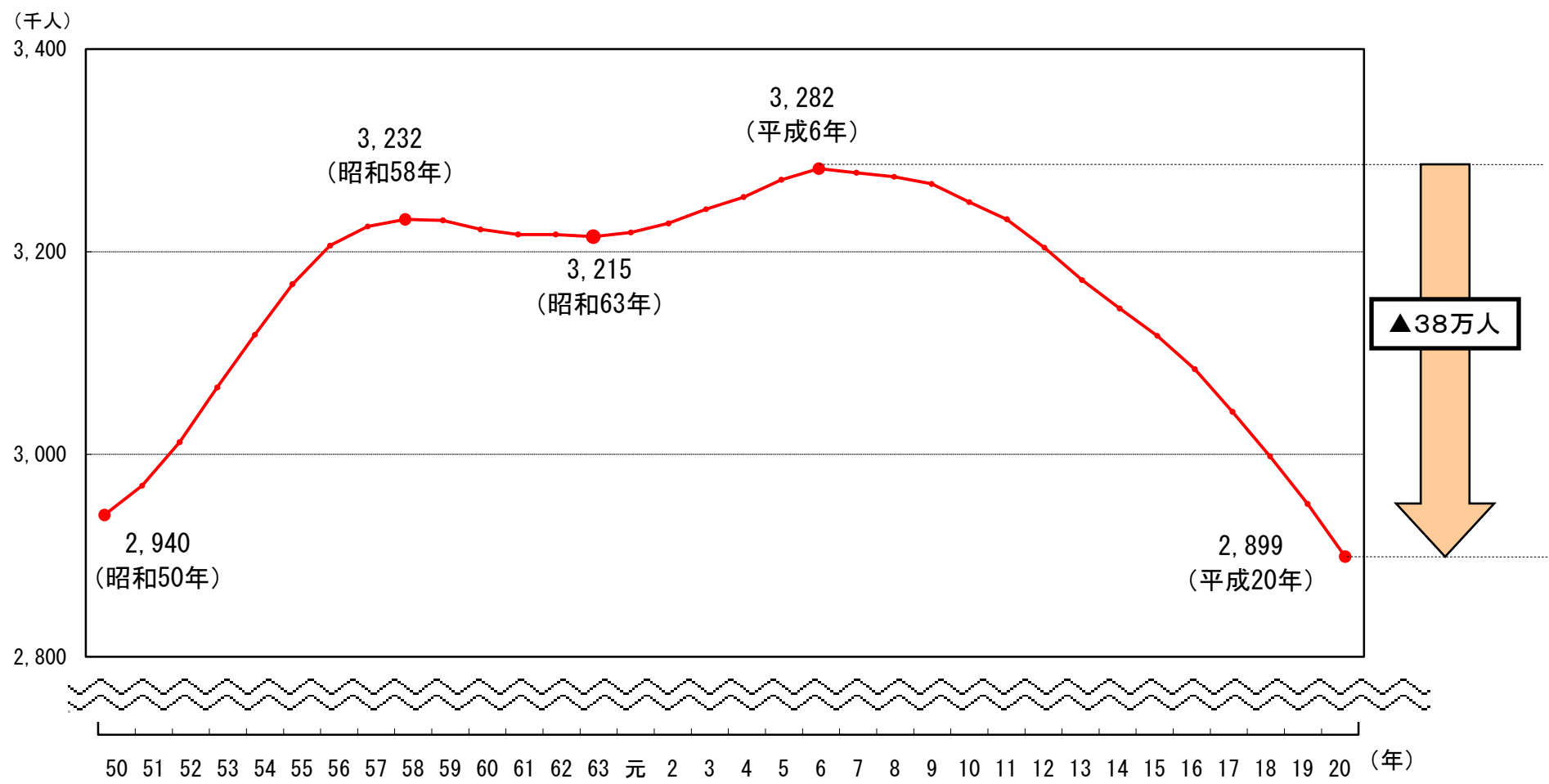
# 地方公務員総数の状況

- 地方公務員の総職員数は、289万9,378人(平成20年4月1日現在)
- 都道府県の職員数は、156万755人(53.8%)
- 市町村の職員数は、133万8,623人(46.2%)



# 地方公務員総数の推移（昭和50年～平成20年）

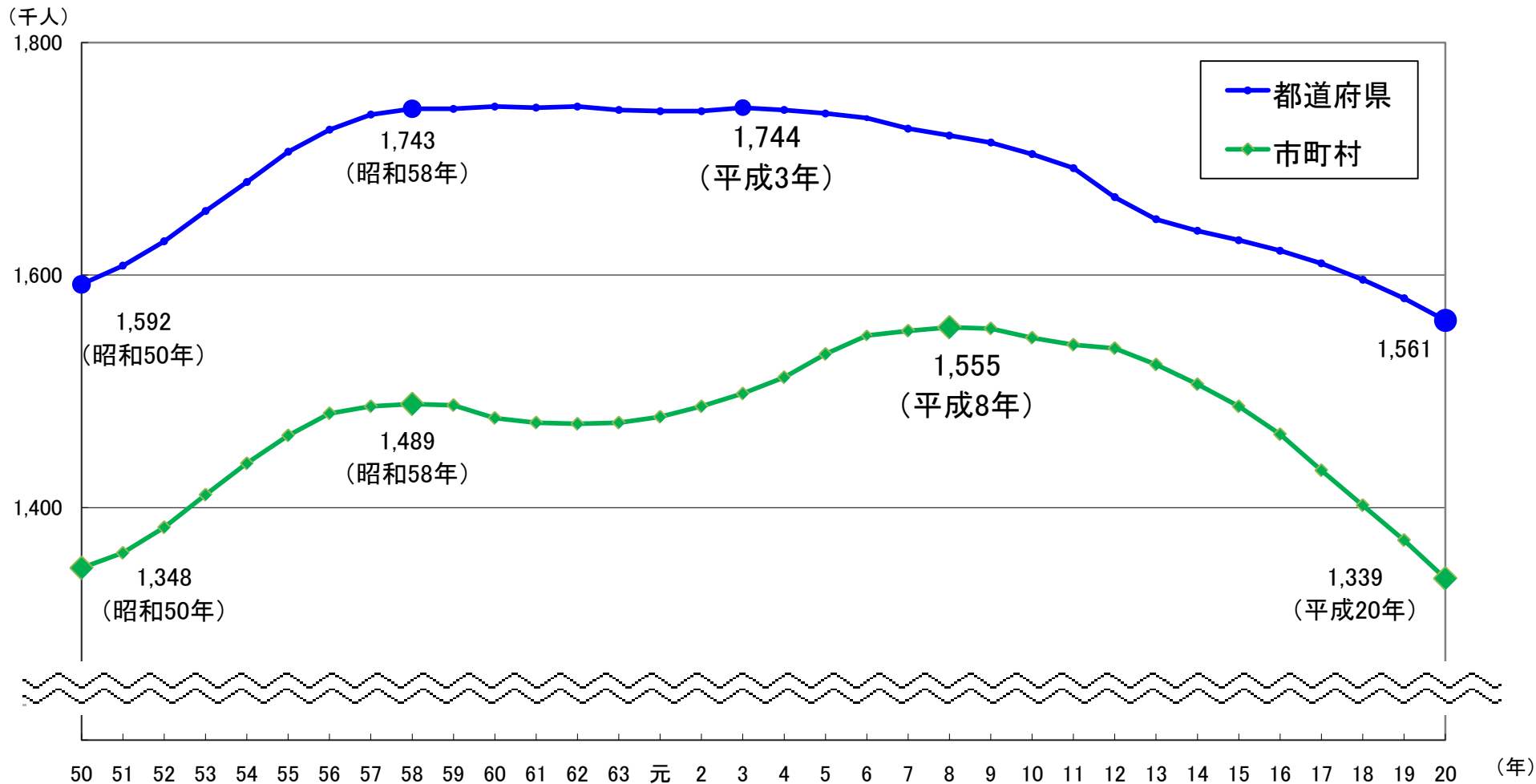
- 平成20年4月1日現在の地方公務員総数は、昭和50年の調査開始以来、過去最少
- 平成20年は、過去最大の純減(▲51,918人、▲1.8%)
- 平成7年から14年連続して純減し、累積▲38万人以上の純減



# 地方公務員の団体別職員数の推移

○都道府県の職員数は、平成4年から17年連続して純減。

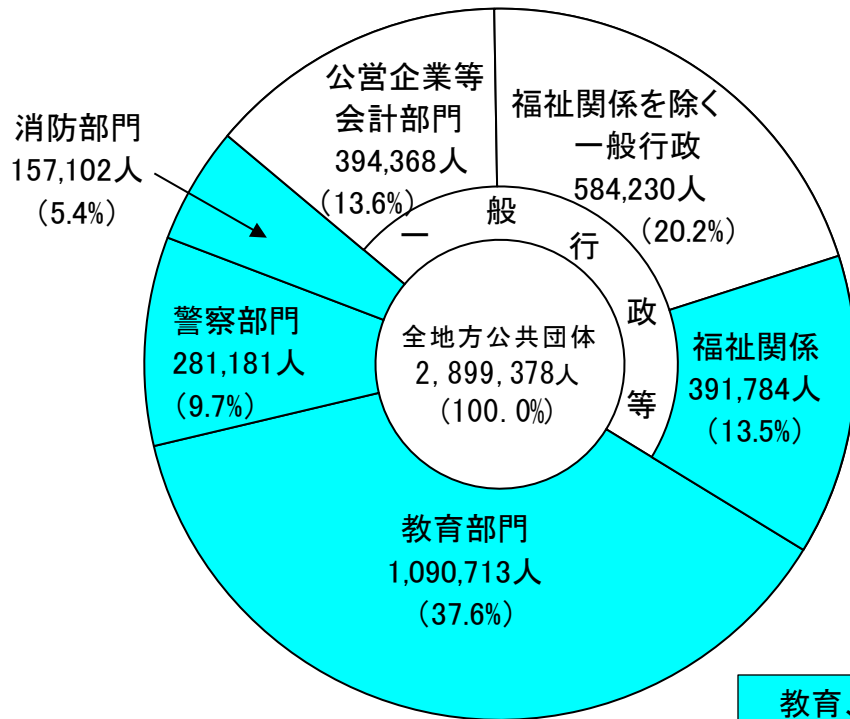
○市町村の職員数は、平成9年から12年連続して純減し、平成20年は過去最大の純減。



# 地方公務員の部門別職員数

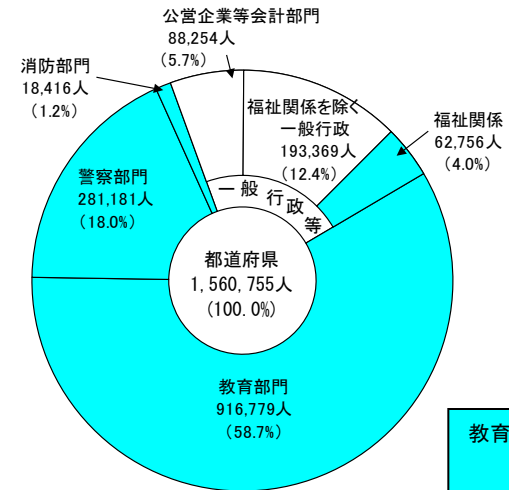
○ 国が定員に関する基準を幅広く定めている教育部門、警察部門、消防部門、福祉関係が約2/3を占めている

## 全地方公共団体



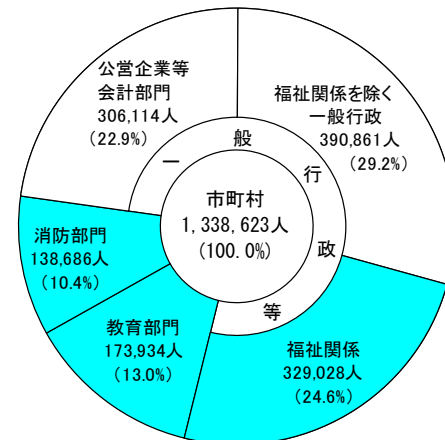
教育、警察、消防、福祉  
1,920,780人  
(66.2%)

## 都道府県



教育、警察、消防、福祉  
1,279,132人  
(82.0%)

## 市区町村(一部事務組合を含む)



教育、消防、福祉  
641,648人  
(47.9%)

(出典:平成20年地方公共団体定員管理調査(平成20年4月1日現在))

# 国が配置基準等を定めている事例

## ○小・中学校教職員

→「公立義務教育諸学校学級編制及び教職員定数標準法」による都道府県ごとの標準数（法律）

## ○警察官

→「警察法施行令」による都道府県ごとの基準数（政令）

## ○保健所の医師

→「地域保健法施行令」による保健所ごとの配置基準（政令）

## ○薬事監視員

→「薬事法」による保健所ごとの配置基準（法律）

## ○保育所の保育士

→「厚生労働省令（児童福祉施設最低基準）」による乳児数に応じた配置基準（省令）

## ○栄養指導員

→「健康増進法」による保健所ごとの配置基準（法律）

## ○食品衛生監視員

→「食品衛生法」による保健所ごとの配置基準（法律）

## ○と畜検査員

→「と畜場法施行令」による都道府県ごとの配置基準（政令）

## ○食鳥検査等を実施する職員

→「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令」による都道府県ごとの配置基準（政令）

## ○身体障害者福祉司

→「身体障害者福祉法」による都道府県ごとの配置基準（法律）

## ○指定身体障害者更生施設の従業者

→「厚生労働省令（指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準）」による入所者数に応じた配置基準（省令）

## ○保護施設の職員

→「厚生労働省令（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準）」による保護施設ごとの配置基準（政令）

## ○婦人相談所の所長及び職員

→「売春防止法」による婦人相談所ごとの配置基準（法律）

## ○婦人保護施設の職員

→「厚生労働省令（婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準）」による婦人保護施設ごとの配置基準（省令）

## ○児童福祉司

→「児童福祉法」による児童相談所ごとの配置基準（法律）

## ○児童福祉施設の看護師

→「厚生労働省令（児童福祉施設最低基準）」による乳児数に応じた配置基準（省令）

## ○福祉事務所の現業職員

→「社会福祉法」による事務所ごとの標準数（法律）

## ○老人福祉施設の従業者

→「厚生労働省令（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）」による施設ごとの配置基準（省令）

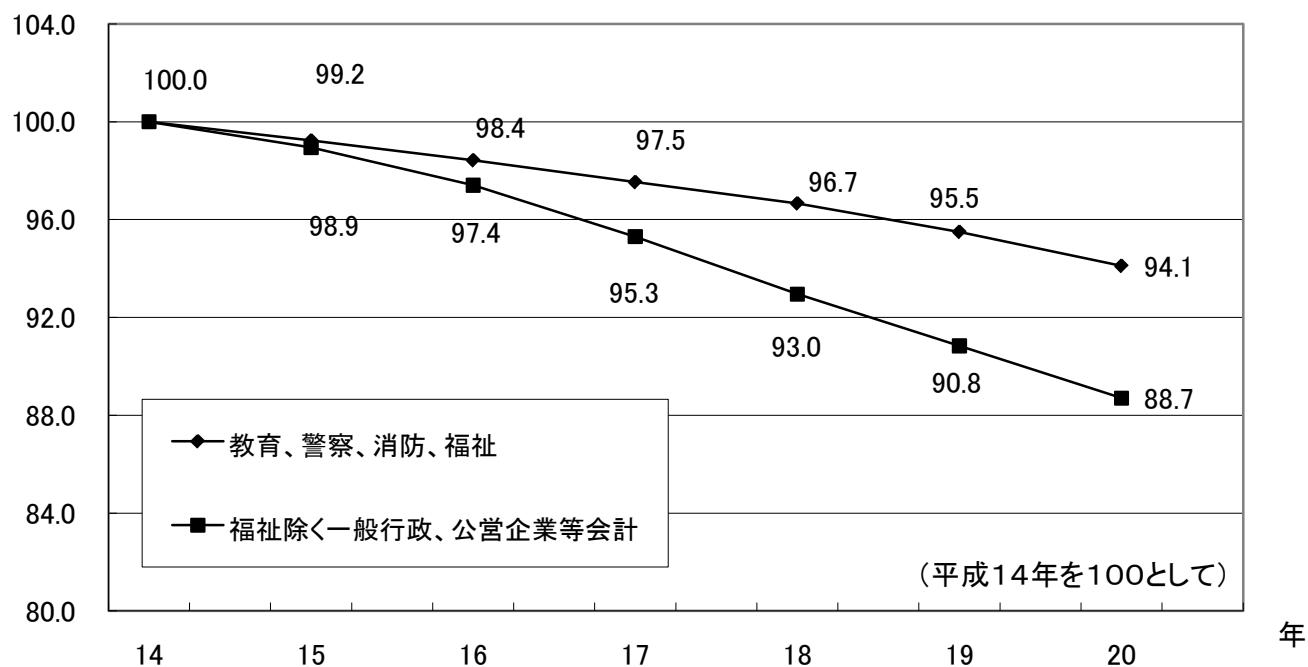
## ○消防職員

→「消防庁告示（消防力の整備指針）」による配置指針（告示）

# 国が配置基準を定める分野の推移

○ 一般行政部門(福祉除く)、公営企業等会計部門の方が、国が定員に関する基準を幅広く定めている教育部門、警察部門、消防部門、福祉関係より、純減幅が大きい。

	14		15		16		17		18		19		20	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
教育、警察、消防、福祉	2,041,042	64.9	2,025,398	65.0	2,008,916	65.1	1,990,672	65.5	1,972,900	65.8	1,949,152	66.1	1,920,780	66.3
福祉除く一般行政、 公営企業等会計	1,103,281	35.1	1,091,606	35.0	1,074,681	34.9	1,051,450	34.5	1,025,502	34.2	1,002,144	33.9	978,598	33.7
合計	3,144,323	100.0	3,117,004	100.0	3,083,597	100.0	3,042,122	100.0	2,998,402	100.0	2,951,296	100.0	2,899,378	100.0





# 平成22年度の地方財政措置について

平成22年度の地方財政措置について(抄)

平成21年7月1日

総務事務次官通知

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成22年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示したところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

## 【共通事項】

地方公共団体の自主性・自立性の強化及び国・地方を通ずる歳出改革

2 定員の純減に支障を来たす施策の厳しい抑制及び効率的な行財政運営への協力

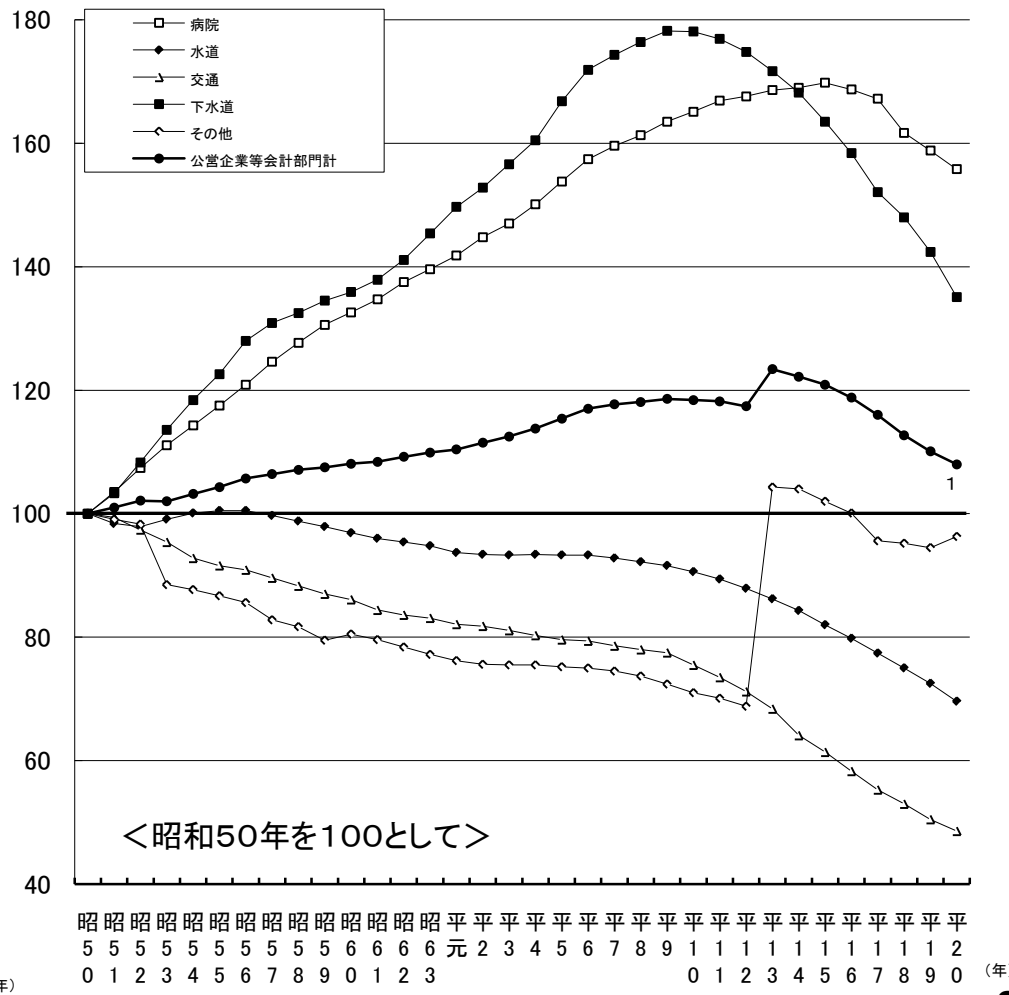
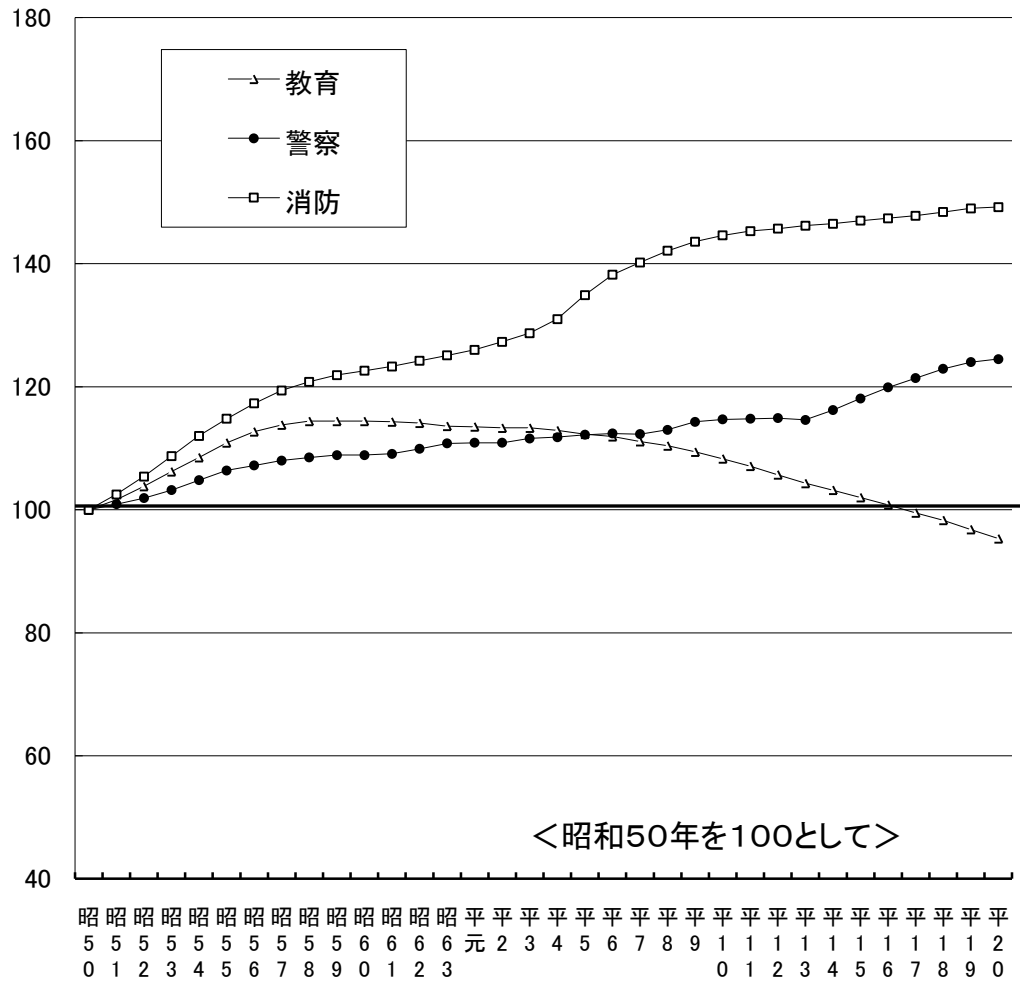
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」、「基本方針2006」における地方公務員の定員の純減目標(5年間で5.7%程度)等を踏まえ、地方公共団体の定員の純減、増員の抑制に資する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加をもたらすような施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっても、他の施策で必ず減員措置を講じ、全体として職員数の純減に支障を来たすことのないようにされたいこと。

また、種々の法令、要綱等において地方に義務付けられている施設設置や職員配置の基準について、その必要性を根本的に見直すとともに、地方公共団体が組織・機構の簡素合理化、民間委託の推進、第三セクターの統廃合及び行政経費の節減等を行うに当たっては、これに積極的に協力されたいこと。

# 部門別職員数の推移（昭和50～平成20年）

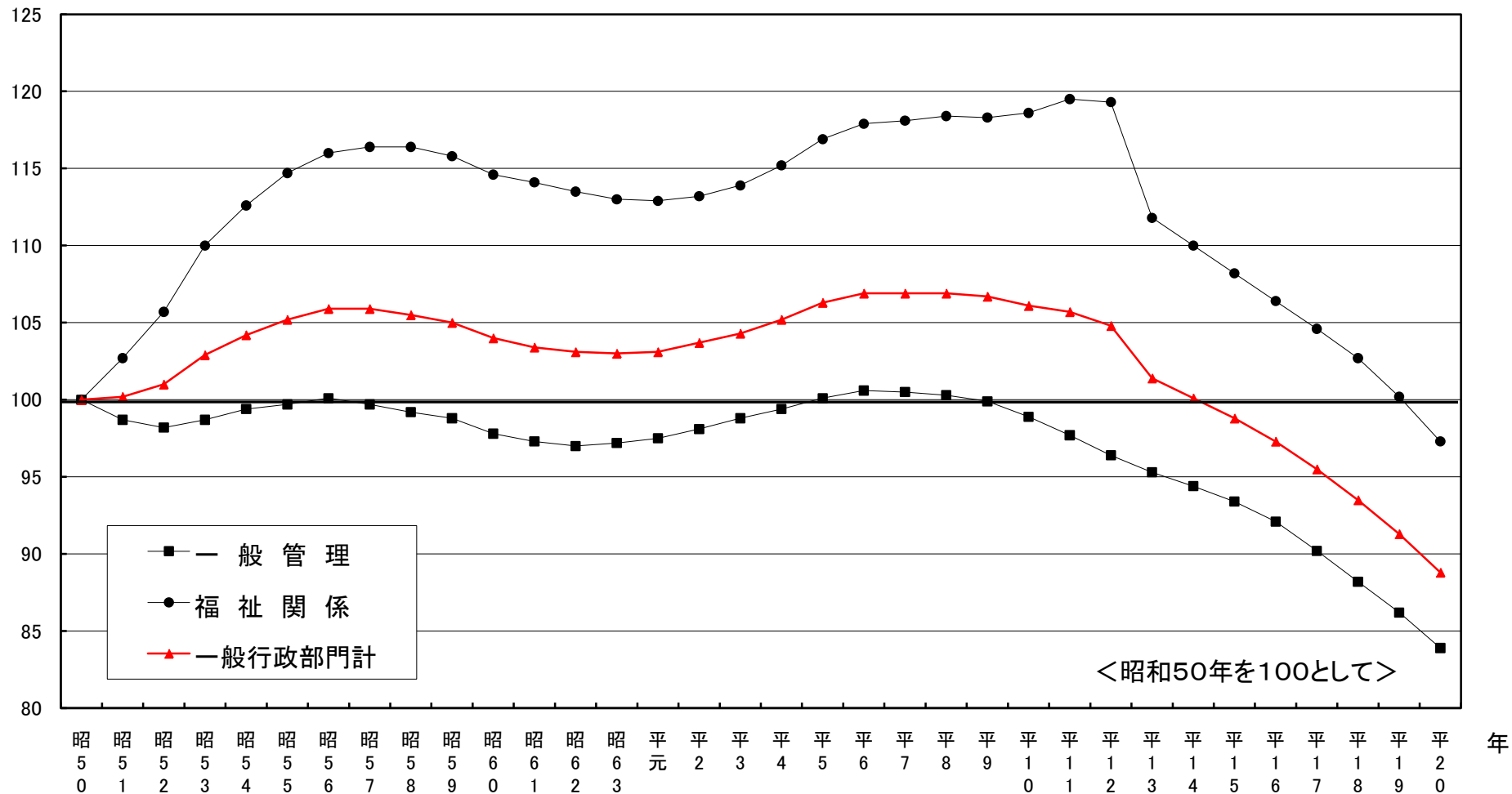
○教育部門は生徒数の減少等に伴って減少しており、警察・消防部門は安心安全の確保のため、警察体制の強化、常備消防の充実を図る観点から増加している。

○公営企業等会計部門は、民間委託・民間移譲の推進や病院の独法化等により減少している。



# 部門別職員数の推移（昭和50～平成20年）

○ 一般行政部門の職員数は、平成8年以降13年連続減少している  
 ○ 減少の理由としては、組織の見直し(県の出先機関の統廃合)、農林水産・土木部門での事業の減少、民間移譲・民間委託の推進が挙げられる。

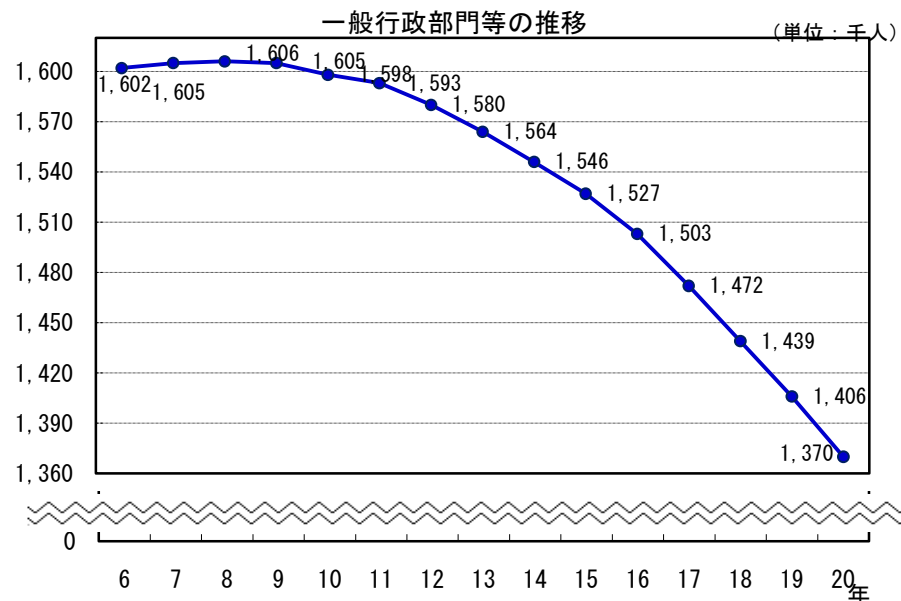
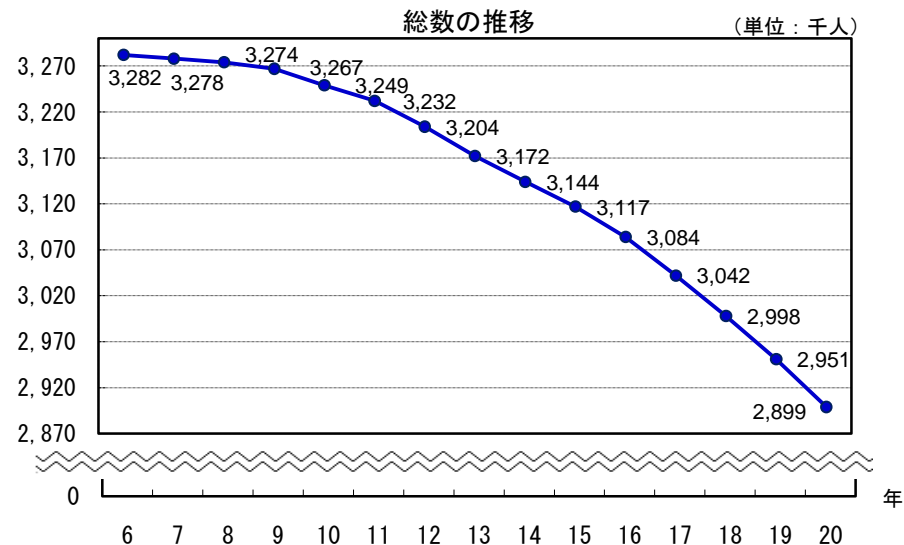


# 地方公務員の総数・一般行政部門の推移（平成6年～平成20年）

(単位:人、%)

年	総数			一般行政部門等		
	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率
6	3,282,492	11,693	0.4	1,601,962	13,189	0.8
7	3,278,332	▲ 4,160	▲ 0.1	1,604,681	2,719	0.2
8	3,274,481	▲ 3,851	▲ 0.1	1,605,930	1,249	0.1
9	3,267,118	▲ 7,363	▲ 0.2	1,604,842	▲ 1,088	▲ 0.1
10	3,249,494	▲ 17,624	▲ 0.5	1,598,366	▲ 6,476	▲ 0.4
11	3,232,158	▲ 17,336	▲ 0.5	1,593,233	▲ 5,133	▲ 0.3
12	3,204,297	▲ 27,861	▲ 0.9	1,580,442	▲ 12,791	▲ 0.8
13	3,171,532	▲ 32,765	▲ 1.0	1,564,330	▲ 16,112	▲ 1.0
14	3,144,323	▲ 27,209	▲ 0.9	1,546,252	▲ 18,078	▲ 1.2
15	3,117,004	▲ 27,319	▲ 0.9	1,527,069	▲ 19,183	▲ 1.2
16	3,083,597	▲ 33,407	▲ 1.1	1,503,066	▲ 24,003	▲ 1.6
17	3,042,122	▲ 41,475	▲ 1.3	1,472,475	▲ 30,591	▲ 2.0
18	2,998,402	▲ 43,720	▲ 1.4	1,438,829	▲ 33,646	▲ 2.3
19	2,951,296	▲ 47,106	▲ 1.6	1,405,739	▲ 33,090	▲ 2.3
20	2,899,378	▲ 51,918	▲ 1.8	1,370,382	▲ 35,357	▲ 2.5
20-6	—	▲ 383,114	▲ 11.7	—	▲ 231,580	▲ 14.5

※「一般行政部門等」は、一般行政部門と公営企業等会計部門の計



# 地方公共団体の定員管理を推進するための指標

総務省においては、地方公共団体が自主的に定員管理を推進するための参考指標として、「類似団体別職員数」や「定員回帰指標」のデータを情報提供している。

## 類似団体別職員数(S54～)

～他団体と容易に比較～

[類型] 指定都市、中核市、特例市、特別区、  
一般市(※16類型)、町村(※15類型)

※ 人口規模及び産業構造(1次、2次、3次産業  
の就業人口の構成比)により区分

※ 都道府県類型の設定なし

[手法] 各類型ごとの人口1万人当たりの職員数を加重平均  
により算出し、指数化。

### <類似団体置き換え職員数の算式>

$$\frac{\text{当該団体の属する類型の類団指数} \times \text{当該団体の3月末住民基本台帳人口}}{10,000}$$

※小部門ごとの職員数が比較可能

## 定員回帰指標(H20～)

～平均的な職員数の試算～

[区分] 道府県(3)  
指定都市、中核市、特例市、特別区(各1)  
一般市(4)、町村(5)

※( )内は人口区分数＝「類似団体別職員数」と共通化  
一般市と町村は、さらに合併・非合併区分を設定

[手法] 人口、面積による多重回帰分析により回帰方程式を  
求め、平均的な職員数を表す指標として整理。

### <平均的な職員数の算式>

$$Y(\text{人}) = aX^1(\text{人口}) + bX^2(\text{面積}) + c$$

- a : 人口千人当たりの係数[各人口区分ごと]
- b : 面積1km<sup>2</sup>当たりの係数[各団体区分ごと]
- c : 一定値[各人口区分ごと](権能差も反映)

\* a、b、cは定員管理調査の結果により更新

\* a、bは小数2位以下切捨て

\* cは10未満切捨(町村除く、道府県は100未満切捨て)

※一部事務組合等の職員数を負担割合に応じ市町村の職員数に反映

# 類似団体別職員数による比較

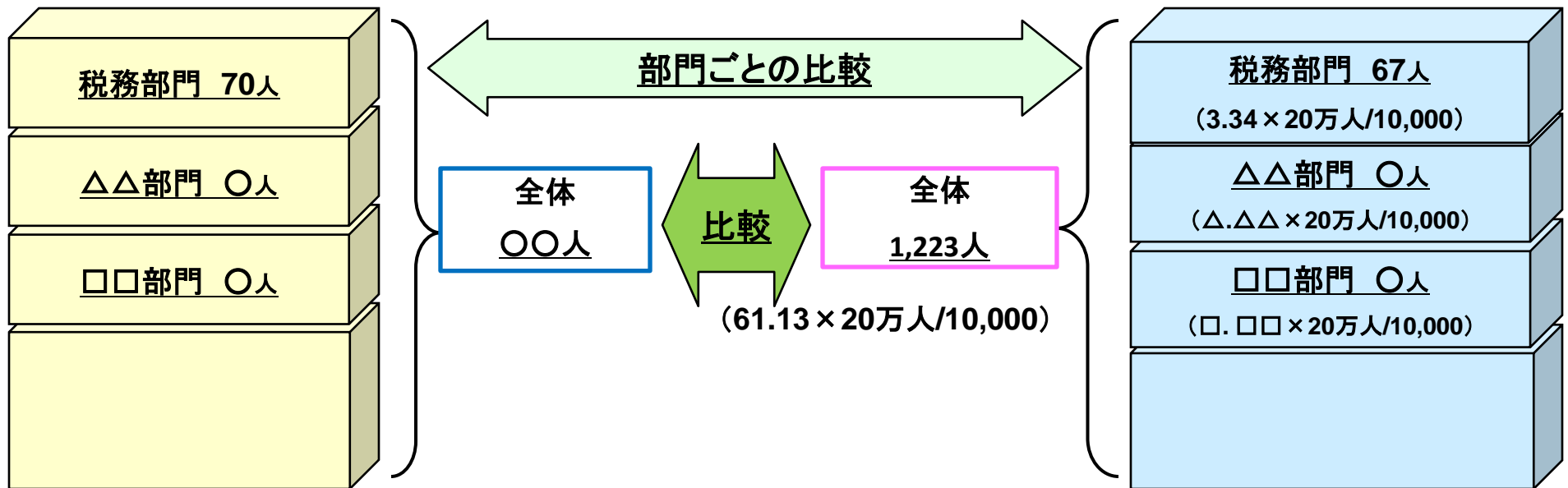
- ① 類似団体別職員数の状況における指数(人口1万人当たりの職員数)に、1万で除した当該団体の住民基本台帳人口を乗じることによって、参考とすべき類似団体の状況に置き換えられた値(類団置き換え職員数)を求める。
- ② 各市区町村は、この類団置き換え職員数と実際の職員数とを比較することによって同一類型内の類似団体の職員数の状況と自己の団体の職員数の状況との比較、分析を行う。

<例> 20万人市の職員数類団比較 (\*IV-3類型と仮定し、単純値を使用)

実際の職員数(普通会計部門)

類団置き換え職員数(普通会計部門)

$$= \text{類団指標} \times \text{人口} / 10,000$$



類型別団体ごとに、人口1万人あたり職員数の平均について、単純値と修正値を算出している。

※単純値…中・小部門に職員を配置していない団体を考慮せず、中部門以上の部門ごとに人口1人あたりの職員数の平均値を算出したもの

※修正値…中・小部門に職員を配置している団体のみを対象とし、小部門ごとに人口1万人あたりの職員数の平均値を算出したもの

# 定員回帰指標による比較の基本イメージ

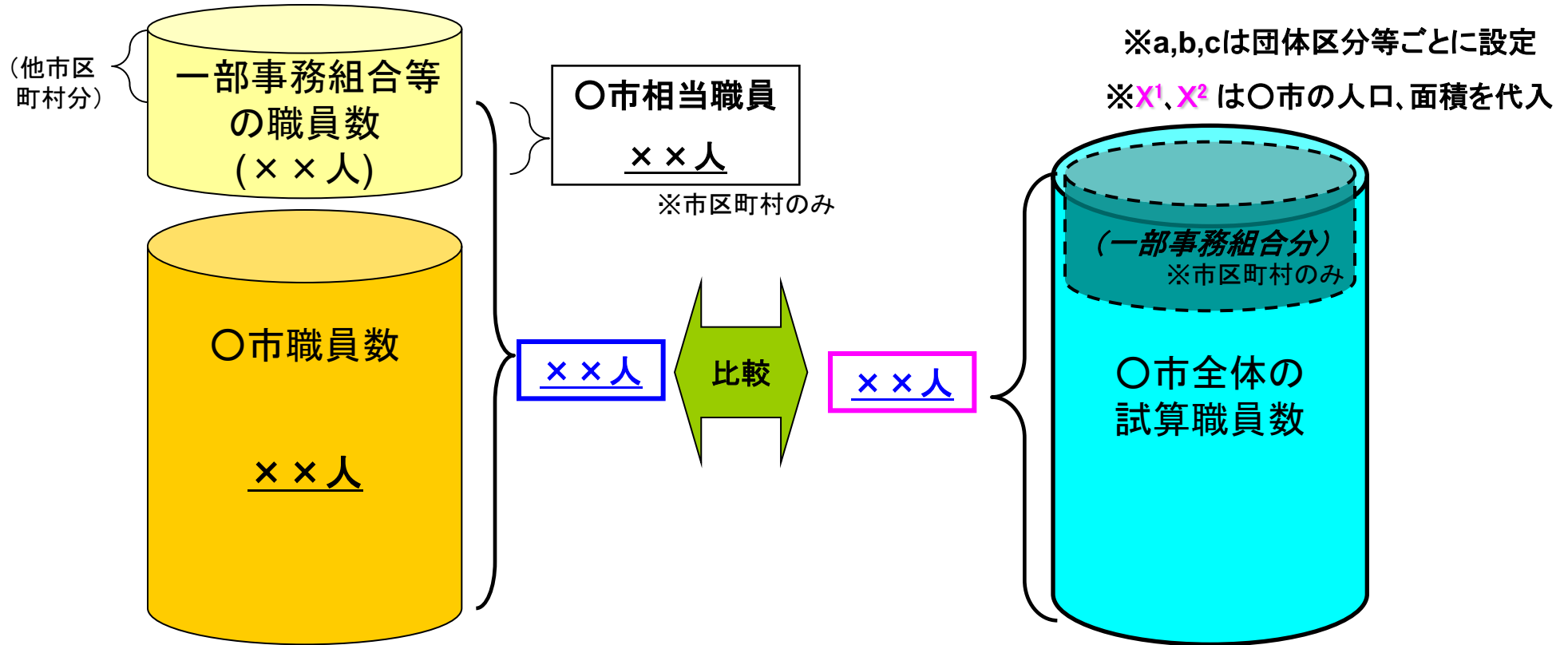
～人口、面積による多重回帰分析に基づき、平均的な職員数を試算～

実際の職員数(普通会計部門)

試算職員数(普通会計部門)

= ○市職員数 + 一部事務組合等の○市相当職員数

=  $aX^1$ (人口) +  $bX^2$ (面積) +  $c$ (一定値)



※一部事務組合等の職員数を市区町村の職員数に加算することにより、○市全体の職員数が比較対象(道府県では影響が小さいため簡素化)

※一部事務組合等の職員数のうち「○市相当分」は、人件費分担割合等をベースに当該一部事務組合等の職員数を分割した数

※なお、道府県の権能差である指定都市の有無は試算式c(一定値)において反映

# 〇〇県 D 町

(単位:人、km<sup>2</sup>)

人口(H19.3.31)	14,500
面積(H18.10.1)	150.00
全職員数(H19.4.1)	245
普通会計部門	210
一般行政部門	95
教育部門	35
消防部門	80
公営企業等会計部門	35

## 職員数の現状と取組

## <町村>

### ①H19職員数の現状1－試算職員数との比較－

<普通会計部門> (一部事務組合等を含めた職員数) (D町の職員数)

職員数	225人	(210人)
試算職員数	156人	(141人)

※一部事務組合等の職員数を算入し、試算職員数と比較。

### 【職員数と試算職員数の算出】

・職員数

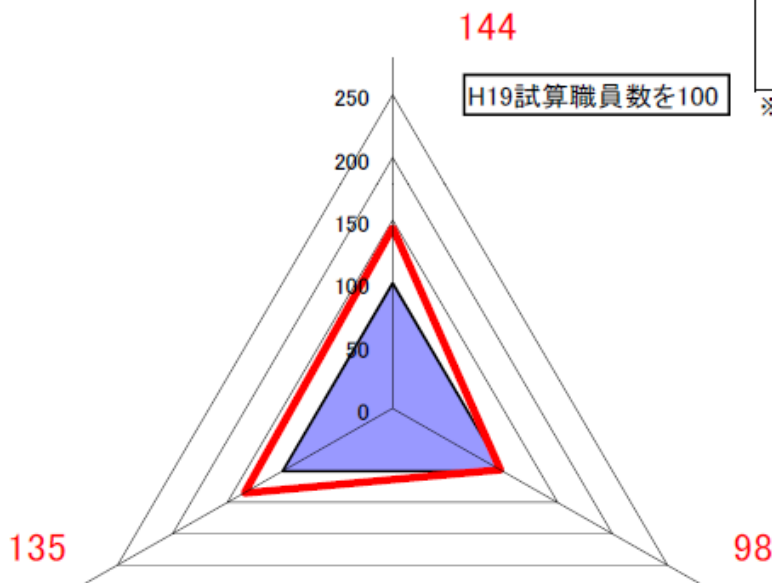
普通会計部門 (A)	210
一部事務組合等 (B)	15
一部事務組合等を含めた職員数 (A)+(B)	225

・試算職員数  
試算式(町村、非合併、人口1.0万～1.5万人)

5.7人 × 人口(千人) (a)	83
0.11人 × 面積(km <sup>2</sup> ) (b)	17
一定値 (c)	57
試算職員数(一部事務組合等含む) (a)+(b)+(c)	156

※試算職員数は、試算式による合算後、四捨五入したもの

(現状について)



(職員数の推移や今後の取組について)

当町の類似団体区分 **Ⅲ-2**

H19類似団体平均を100

H22町村平均を100

### ②H19職員数の現状2－類似団体平均との比較－

<普通会計部門(人口1万人当たり)>

職員数	210人	→	145人/1万人
類似団体平均	155人	←	107人/1万人

(類似団体とは、全市区町村を指定都市、中核市、特別市、一般市、特別区、町村に区分し、さらに、一般市と町村は、人口と産業構造に応じて分類したグループのうち、当該団体と同じグループに属する団体をいう。)

※類似団体平均の職員数は、当該団体の実職員ベースに置き換えた数値。

### ③5年間(H17～H22)の取組

<全職員ベース>

		H17	H19	H22
純減目標	▲ 10.2%	265	(245)	238人
町村平均	▲ 8.8%	265		242人

※町村平均のH22職員数は、当該団体が町村平均並の純減を行うものとして推計した数値であり、グラフはその数値を100としている。



# 地方公共団体の定員管理の取組への要請について

## 昭和60年1月 地方行革大綱の策定について（自治事務次官通知）

各地方公共団体は、これまでの定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を勘案しつつ、各団体ごとに削減率又は削減数及び計画期間を定めた定員適正化計画を策定し、実施すること。

## 平成6年10月 地方公共団体における行政改革推進のための指針（自治事務次官通知）

各地方公共団体は、これまでの定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を勘案しつつ、各団体ごとに自主的・主体的に定員適正化計画を策定し、推進すること。

## 平成9年11月 地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針（自治事務次官通知）

各地方公共団体は、定員適正化計画において数値目標を掲げ、これを着実に実行することはもとより、状況の変化に応じてその積極的な見直しを行い、行財政環境の変化に即した定員管理に努めること。

## 平成17年3月 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（総務事務次官通知）

過去5年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により4.6%（平成11年から平成16年）純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。

## 平成18年8月 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務事務次官通知）

「基本方針2006」においては、（中略）5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を2011年度まで継続することとされている。

以上を達成すべく、各地方公共団体においては、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、各分野ごとの数値目標の検証・分析を行いつつ、国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直しや公共サービス改革の取り組みについて適切に反映することなどを通じて、職員数の一層の純減を図ること。

## 地方公共団体の定員管理の取組への要請について

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(抄)

(平成18年6月2日)

(地方公務員の職員数の純減)

### 第55条

- 1 政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。
- 2 政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。
- 3 政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(抄)

(平成18年7月7日)

### ○地方公務員〈更なる改革〉

5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減(2010年度まで)を行う。

定員純減を2011年度まで継続する。

# 新地方行革指針による地方行革の推進について

目標の数値化 わかりやすい指標の採用 など

新地方行革指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）に基づき、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「**集中改革プラン**」を公表

- ・ 事務・事業の再編・整理
- ・ 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ・ 適正な定員管理（平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標を明示）

⇒ **地方公共団体の総定員の4.6%以上の純減を目指す**

（※その後、骨太の方針2006において、国と同程度の▲5.7%を目指すとされている。）

- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化  
（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど）
- ・ 第三セクターの見直し
- ・ 経費節減等の財政効果 など

※地方公営企業についても公表

- 総務省においては都道府県・指定都市、都道府県においては市区町村から提出された「集中改革プラン」について、わかりやすく公表

# 集中改革プランにおける定員管理の数値目標（平成20年8月1日時点取りまとめ）

（単位：人、％）

区分	平成17年4月1日 職員数	目 標			実績 平成17年4月1日～ 20年4月1日 純減率
		平成22年4月1日 職員数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減率	
都道府県 (46団体)	1,597,751	1,526,603	▲ 71,148	▲ 4.5	▲ 3.0
一般行政部門等 (38団体)	277,777	244,058	▲ 33,719	▲ 12.1	▲ 8.5
政令指定都市 (17団体)	261,591	238,499	▲ 23,092	▲ 8.8	▲ 7.3
市区町村 (1,793団体)	1,070,138	979,228	▲ 90,910	▲ 8.5	▲ 6.4
合計	2,929,480	2,744,330	▲ 185,150	▲ 6.3	▲ 4.7

※1 都道府県については、取りまとめ時点での未公表団体（鳥取県）があるため、この1団体を除く46団体の集計。

※2 一般行政部門等については、一般行政部門及び公営企業等会計部門における部門の数値目標を把握している団体の合計。

※3 合計については、公表している46都道府県、17政令指定都市、1,793市区町村の集計。

## 骨太2006における純減目標に対する進捗状況

「骨太方針2006」における今後5年間の純減目標

▲**5.7%**（対H17.4.1比）

3カ年で▲**4.7%**の純減を達成

（H17.4.1～H20.4.1の3カ年）

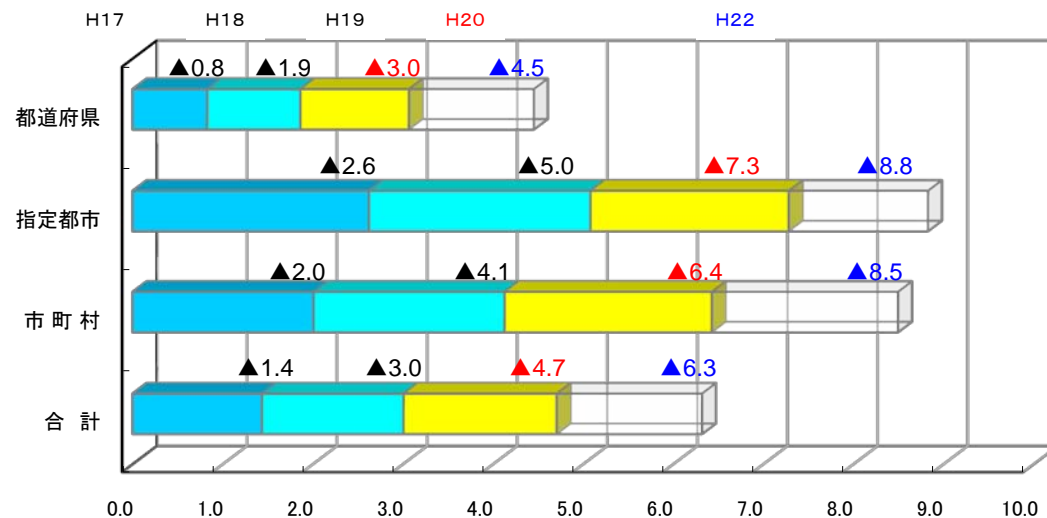
（5年間の純減目標に対する3年間の純減実績）

進捗状況

▲**4.7%**（進捗率80%超）

▲**5.7%**

## 集中改革プランに対する団体別の進捗状況



# 国家公務員と地方公務員の純減状況

(単位:人、%)

	国家公務員			地方公務員		
	定員 (年度末)	純減数	純減率	職員数 (4月1日)	純減数	純減率
H17(基準年)	332,034	—	—	3,042,122	—	—
H18	330,532	▲ 1,502	▲ 0.5	2,998,402	▲ 43,720	▲ 1.4
H19	328,403	▲ 2,129	▲ 0.6	2,951,296	▲ 47,106	▲ 1.6
H20	324,281	▲ 4,122 (社保庁移行分 2,000人を含む)	▲ 1.3	2,899,378	▲ 51,918	▲ 1.8
H21	309,780	▲ 2,221 (社保庁移行分 12,280人を除く)	▲ 0.7	—	—	—

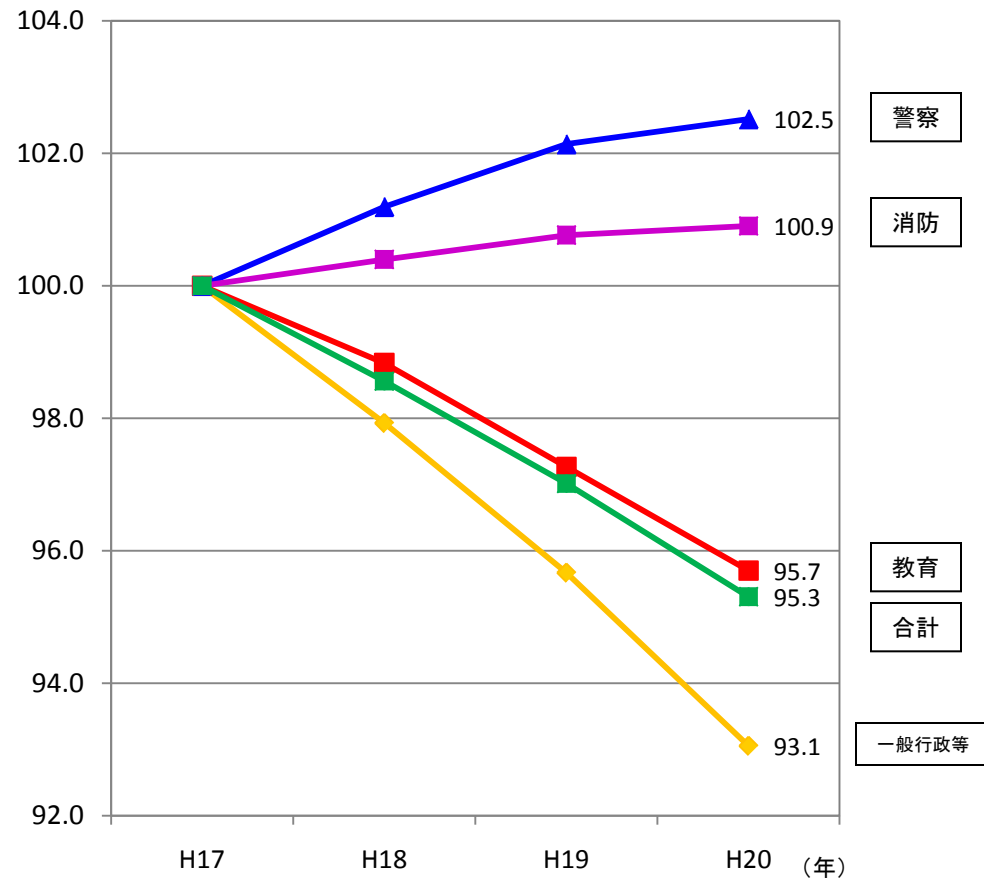
H20—H17	—	▲ 7,753	▲ 2.3	—	▲ 142,744	▲ 4.7
---------	---	---------	-------	---	-----------	-------

# 部門別職員数の推移（平成17～20年）

○ 各地方公共団体においては、定員純減の取組を進める中でも、多様な行政ニーズに対応するため、メリハリを付けた職員配置を行っている。

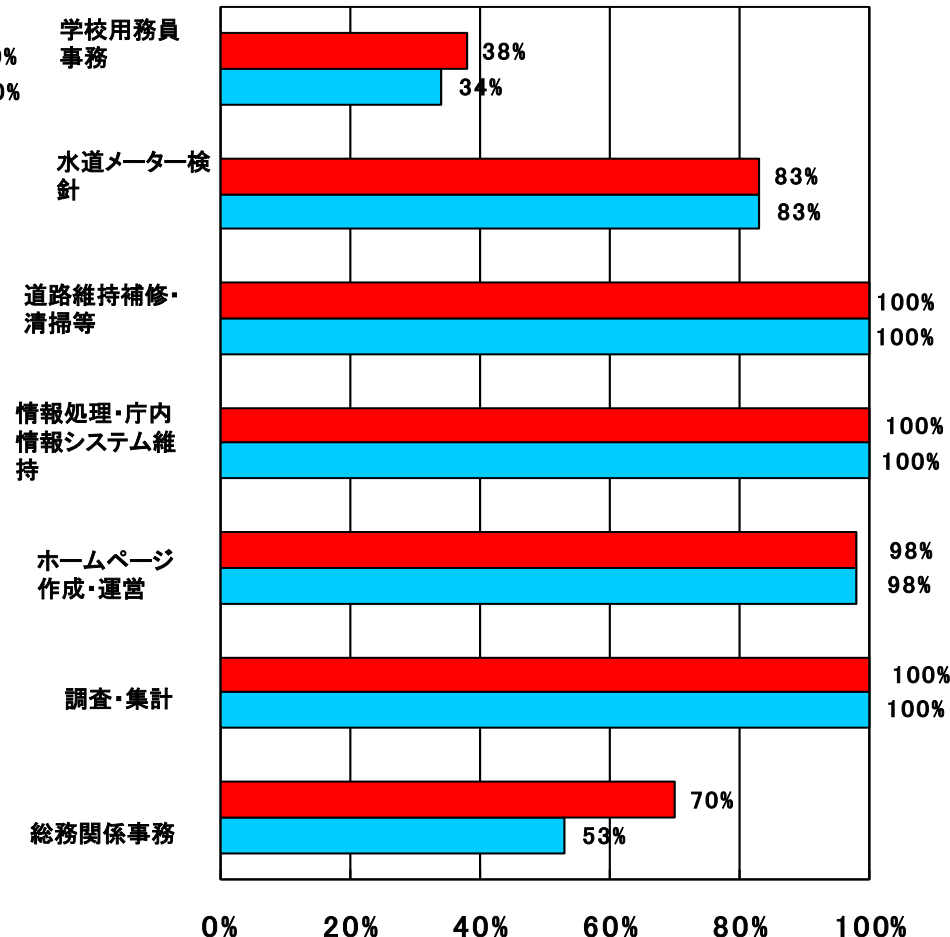
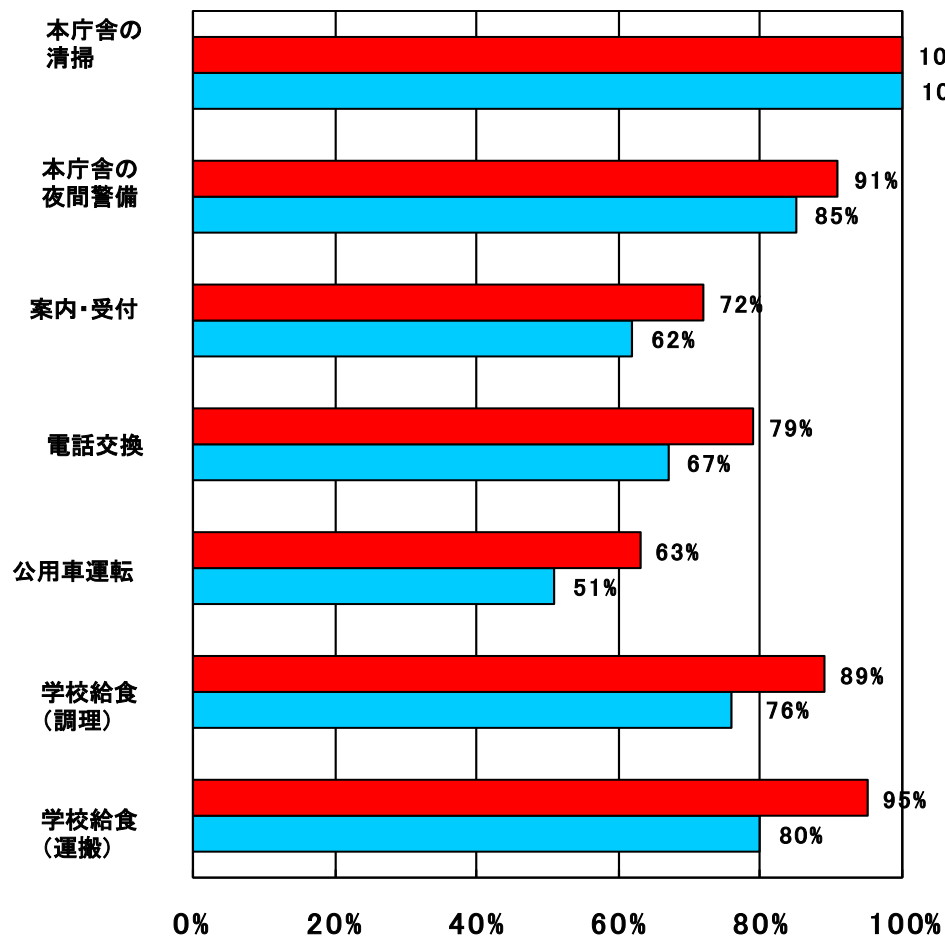
部門	H17	H18	H19	H20	H17対H20	
					増減数	増減率
一般行政部門	1,048,860	1,027,128	1,003,432	976,014	▲ 72,846	▲ 6.9
住民関連一般	20,555	21,695	21,992	21,818	1,263	6.1
防 災	5,389	6,083	6,216	6,277	888	16.5
環 境 保 全	6,590	6,787	6,706	6,674	84	1.3
観 光	7,385	7,643	7,726	7,765	380	5.1
福 祉 事 務 所	41,291	44,246	45,059	45,100	3,809	9.2
児 童 相 談 所 等	5,373	5,645	5,936	6,181	808	15.0
そ の 他	962,277	935,029	909,797	882,199	▲ 80,078	▲ 8.3
公営企業等会計部門	423,615	411,018	402,307	394,368	▲ 29,247	▲ 6.9
介護保険事業	24,700	26,433	26,977	26,745	2,045	8.3
そ の 他	398,915	384,585	375,330	367,623	▲ 31,292	▲ 7.8
教 育 部 門	1,139,683	1,126,398	1,108,530	1,090,713	▲ 48,970	▲ 4.3
特別支援学校	66,220	66,829	67,386	67,948	1,728	2.6
そ の 他	1,073,463	1,059,569	1,041,144	1,022,765	▲ 50,698	▲ 4.7
警 察 部 門	274,271	277,543	280,141	281,181	6,910	2.5
消 防 部 門	155,693	156,315	156,886	157,102	1,409	0.9
合 計	3,042,122	2,998,402	2,951,296	2,899,378	▲ 142,744	▲ 4.7
（再掲）一般行政部門等	1,472,475	1,438,146	1,405,739	1,370,382	▲ 102,093	▲ 6.9

部門別職員数の3か年推移（H17を100として）



# 民間委託（事務事業）の実施状況 （委託実施団体の比率）

## 都道府県

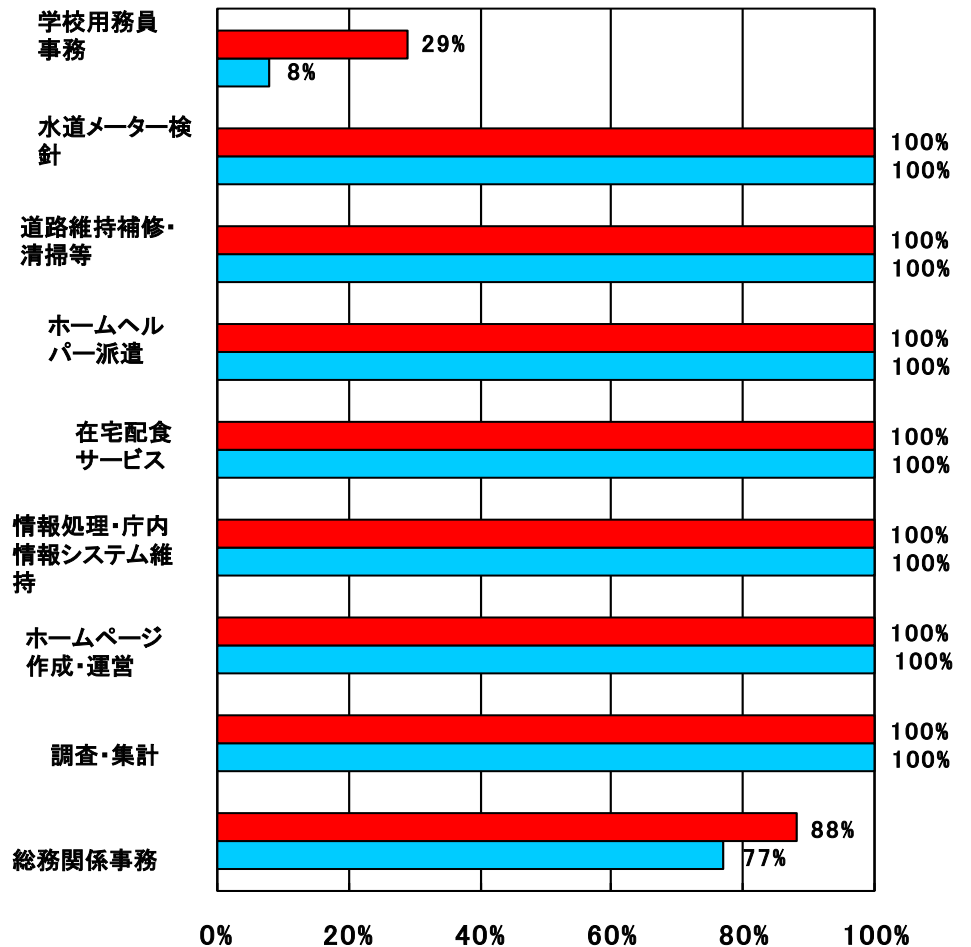
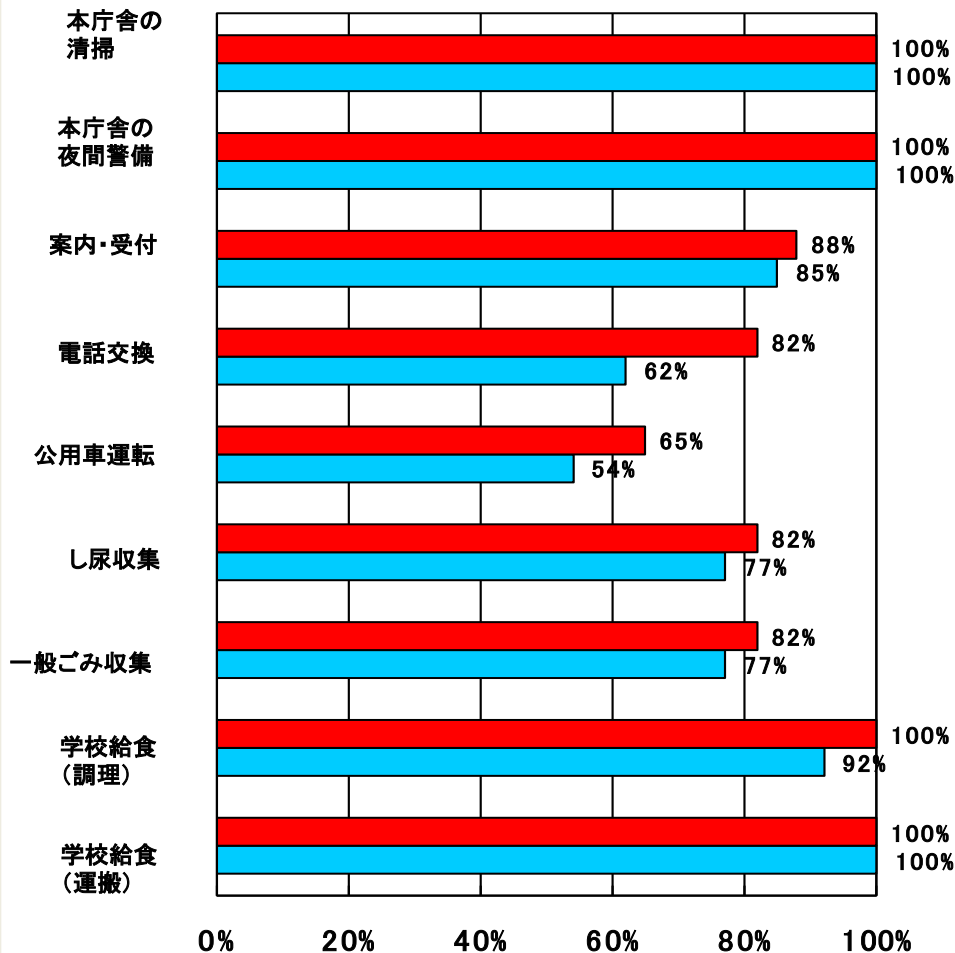


■平成20年4月1日時点 ■平成16年度末時点

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

# 民間委託（事務事業）の実施状況 （委託実施団体の比率）

## 政令指定都市



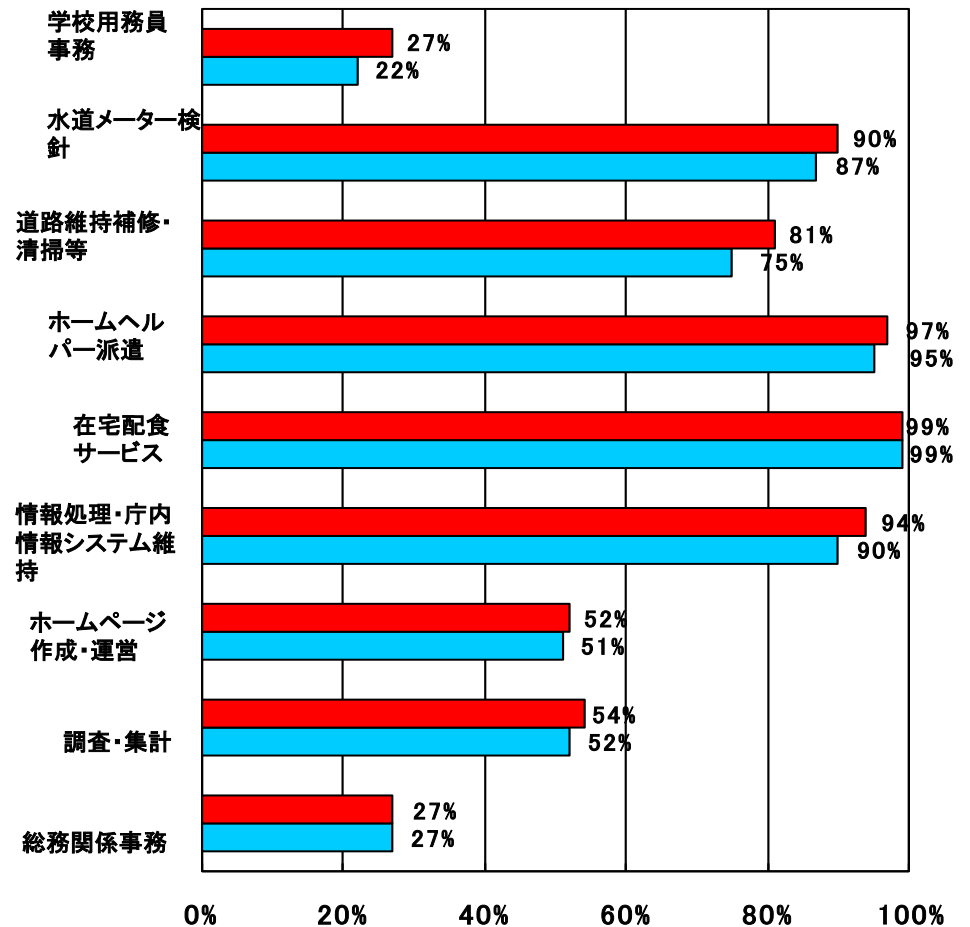
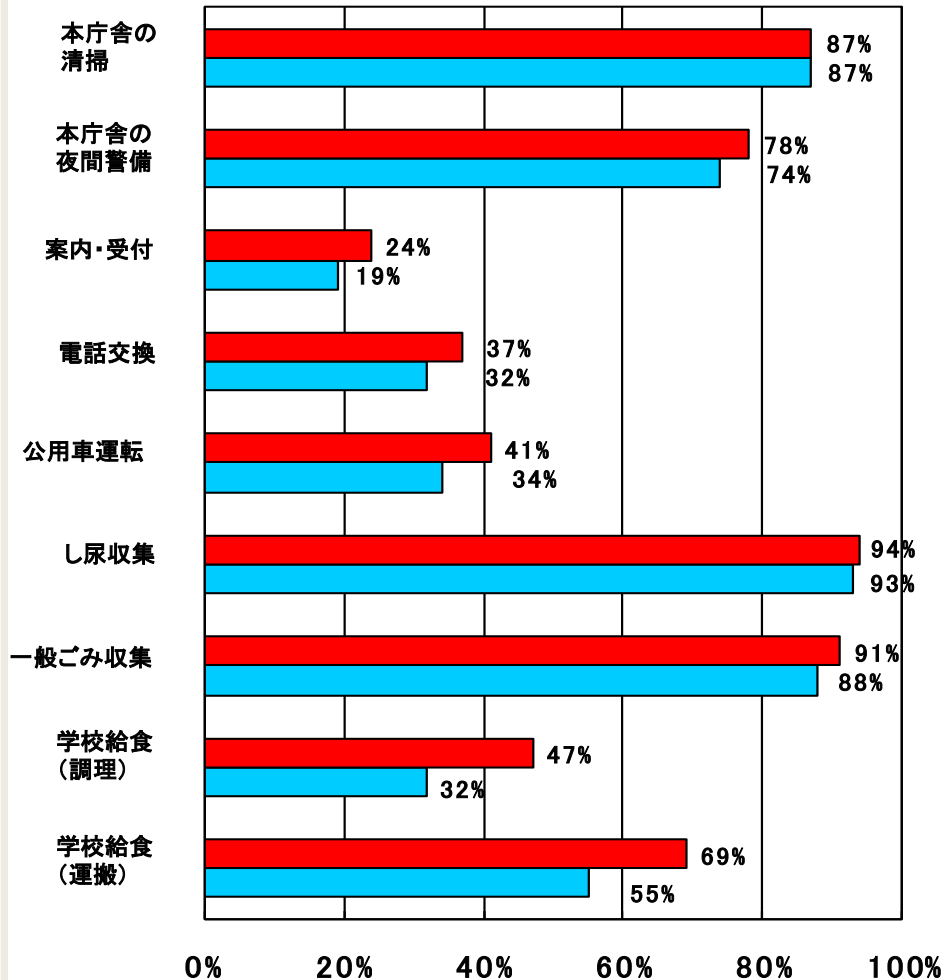
■ 平成20年4月1日時点 ■ 平成16年度末時点

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100



# 民間委託（事務事業）の実施状況 （委託実施団体の比率）

## 市区町村



※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

■平成20年4月1日時点 ■平成16年度末時点

# 民間委託の推進に向けた主な取組

## 協働化テスト

- ◆平成19年度に県民との協働自治の実現に向け、現行の事業・業務を企業、NPO等広く県民からアイデアを募集する「愛媛県版協働化テスト」を実施した。33件の提案から県立病院の未収金回収業務など5件を採択【愛媛県】
- ※県立病院の未収金回収業務の外部委託はそのほか三重県や兵庫県においても実施

## 提案公募型アウトソーシング

- ◆平成19年度に「栃木県提案公募型アウトソーシング実施方針」を策定

## 総務関係事務

総務事務の民間委託

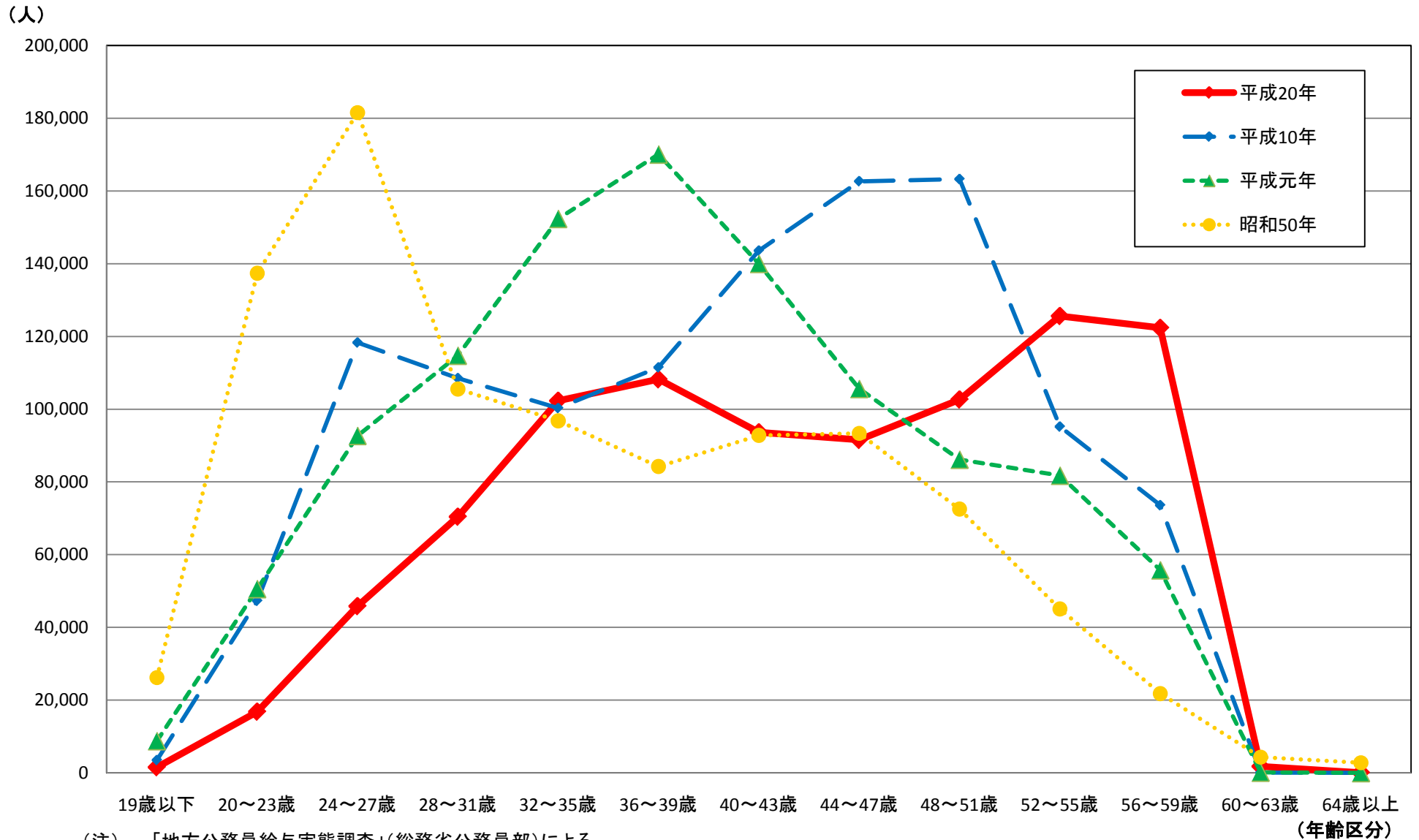
開始した団体【神奈川県、富山県、福井県、京都府、香川県、福岡県、大分県】

拡大した団体【静岡県、愛知県】

## その他

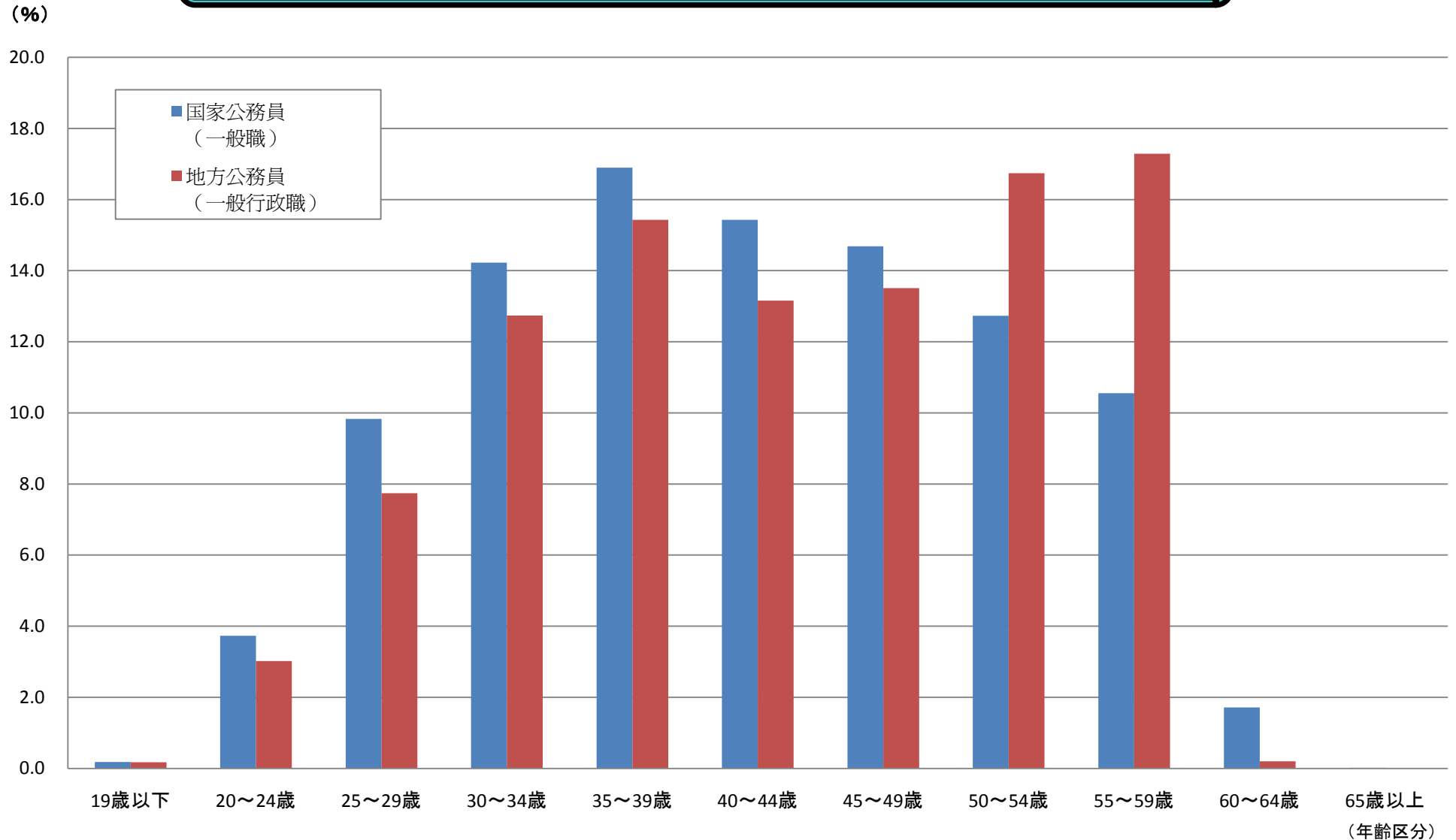
- ◆職員研修の運営など117業務【予算額19億1千万円】を民間委託【高知県】
- ◆千葉市北清掃工場において、委託期間15年の法定点検、修繕等を含めた包括的な長期責任型運営維持管理委託を導入【千葉市】
- ◆大手コンビニエンスストアと包括的業務提携を行い、協働事業として、県政パンフレットの配布や県産品のビジネスマッチング等を実施。【徳島県】

# 地方公務員の年齢構成（一般行政職）



(注) 「地方公務員給与実態調査」(総務省公務員部)による。

# 国家公務員・地方公務員の年齢構成



(注)1 国家公務員は、「平成19年度における一般職の国家公務員の任用状況調査報告」(人事院人材局)による。年齢は平成19年4月15日現在。

2 地方公務員は、平成20年4月1日現在の「平成20年地方公務員給与実態調査」(総務省公務員部)による。

なお、年齢区分を国家公務員データに合わせたため、一部推計を用いた。

# 定員管理の計画に関する調査(都道府県・政令指定都市)

各地方公共団体においては、集中改革プランの期間後も、自主的に定員管理の数値目標を策定し、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。

## ○各地方公共団体が定めている定員の数値目標の終期

- ・平成22年度まで策定 : 都道府県:18団体 政令市:13団体
- ・平成23年度まで策定 : 都道府県:17団体 政令市: 1団体
- ・平成24年度以降も策定:都道府県:12団体 政令市: 3団体

※一般行政部門が含まれる計画の数値目標について把握

## 現在の計画の終期が23年度以前の団体

現在の計画終了後の新たな計画の策定について

- ・策定を予定している 都道府県:9団体 政令市: 4団体
- ・策定を予定していない都道府県:3団体 政令市: 0団体
- ・検討中 都道府県:23団体 政令市:10団体

## ■計画策定期間(予定)の例

- ・栃木県 22~28年度
- ・大阪府 22~24年度
- ・静岡市 22~26年度
- ・岡山市 21~26年度

## ○24年度以降も定員管理の数値目標を定めている例

- ・青森県:平成21年4月1日から、平成25年4月1日までに、一般行政部門で4,000人以下の体制を実現
- ・岐阜県:平成20年4月1日から、平成24年4月1日で、総数で▲2,400人(▲8.9%)
- ・兵庫県:平成20年度から、平成30年度までに、一般行政部門で概ね3割削減
- ・京都市:平成20年度から、平成23年度までに、市全体で▲1,300人

## 現行の定員管理の取組を進める上での課題 (都道府県・政令指定都市の意見)

- 教員や警察部門は、国が配置基準を定めており、団体の努力で純減ができない。また、病院部門では、診療報酬基準の改正に沿って、経営改善の観点から、医師、看護師等の確保を進めており、純減が困難である。このため、「定員総数」の純減目標を達成するには、一般行政部門において計画以上に純減を進めなければならない。
- 行政の役割が低下した分野や民間活力の導入が相応しい分野を見直す一方、福祉関係など行政需要の高い分野に重点的に配置するなど、スクラップアンドビルドを基本として適正な定員管理に努めている。しかし、福祉関係分野では、生活保護受給世帯の増及び高齢化の進展に伴う高齢者保健福祉関係業務の増等、大幅に行政需要が増加しており、これに対応するため、一層の見直しを進めなければならない。
- 人事担当課において、毎年各職場を訪問しているが、「職場環境が厳しくなった」という声が増え、厳しい定数事情の中、職員の士気をいかに向上させていくかが課題である。
- 職員数が減少していく中、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応していくため、職員一人ひとりの資質・能力を、さらに向上させることが課題である。

## 今後の定員管理を進める上での課題や重点事項 (都道府県・政令指定都市の意見)

- 財政状況を勘案すると、今後も組織のスリム化が必要であるが、既に大幅な定員純減に取り組んでおり、業務量を大幅に削減しない限り、今以上の純減を進めることは困難である。政策の重点分野や新規需要への対応のため、再配置に要する定数を確保する取組は、最低限必要と考えている。
- 行政需要が増大しており、これ以上の定員純減を行うことは、行政サービスの低下に影響を与えかねない。民間委託等の従来の手法で定員純減の取組を進めることは限界にきており、新たな手法を検討する必要がある。
- 現行計画における定員の純減を進めた後、さらに純減を進める余地が残っているのか不明であり、目標とする削減数をいかに設定するか検討中である。
- 今後の定員管理の計画については、国の出先機関の見直しに伴う地方への人員移管や次期集中改革プランの方針等と整合性を図る必要があると考えるが、今後の動向が不透明なため、中・長期的な計画を立てることが困難な状況にある。
- 長期的な採用抑制で若年層が大幅に減少し、組織の活力が低下することが懸念されることから、職員の将来的な年齢構成上の不均衡等の課題に対応する必要がある。

総行給第70号  
平成21年7月1日

平成22年度以降の定員管理について

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 様

〔平成21年7月1日  
閣議決定〕

総務省自治行政局長

経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）に基づき、下記の方針により平成22年度以降の定員管理を行うものとする。

#### 地方公共団体における定員管理について

#### 記

政府は、経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）に基づき、平成21年7月1日に「平成22年度以降の定員管理について」の閣議決定を別添のとおり行ったところです。

上記閣議決定においては、自衛官を除く各府省の国家公務員について、平成22年度から平成26年度までの計画期間において、平成21年度末定員の10%以上の定員合理化を実施するものとしております。

各地方公共団体におかれても、定員管理の適正な運営については、従前から数値目標を掲げ鋭意努力されているところですが、現下の厳しい行財政事情等をかんがみると、引き続き、簡素で効率的な行政体制の整備に向けて取り組むことが求められています。

したがって、各地方公共団体におかれては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日総務事務次官通知）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日総務事務次官通知）の趣旨に沿い、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成と2011年度までの定員純減に、引き続き努められるようお願いいたします。

また、今後も、地域の実情に応じ、今回の国の方針も踏まえて、適正な定員管理の推進に留意されるようお願いいたします。当省としても、従前に引き続き、今後も地方公共団体における適正な定員管理の推進に資するための方策等に関する調査研究、各種資料の提供等に努めるほか、各省庁に対しては、地方公共団体の職員数の増加をもたらすような施策については厳に抑制するとともに、国の関与や必置規制、配置基準の見直し等について積極的に協力するよう要請しているところです。

なお、この旨を貴都道府県の関係機関及び貴管内の市区町村（貴市の関係機関）に対しても周知されるようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

1 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、行政需要の変化に対応したメリハリのあたる定員配置を実現する観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を推進するため、平成22年度から平成26年度までの5年間（以下「計画期間」という。）に平成21年度末定員の10%以上を合理化することとし、以下により、定員合理化を実施するものとする。

- (1) 平成22年度においては、平成21年度末定員の2%以上を合理化することとし、各府省の合理化目標数は、別表のとおりとする。
- (2) 平成23年度から平成26年度までの4年間の各府省の合理化目標数は、出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）において平成21年中を目途に策定するものとされた出先機関改革に関する地方分権改革推進計画（改革大綱）等を踏まえた業務・組織の徹底した合理化を反映させて策定するものとする。
- (3) 独立行政法人等への移行により定員が減少する府省については、当該府省の合理化目標数のうち移行時点で未実施の合理化目標数から、移行した部門に係る合理化目標数を控除したもの（総務大臣が当該府省の長と協議の上で定めるもの）を新たな合理化目標数とする。



(4) 別表に掲げる合理化目標とは別に、事務・事業の見直しの進展に応じ、定員の合理化に努めるものとする。

(5) 各府省の長は、計画期間において、引き続き、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに総務大臣に報告するものとする。

2 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間配置転換の推進に努めるものとする。

3 公庫等の職員についても、経営の実態に応じ、上記1に準じて措置するものとする。

4 以上のほか、出先機関改革に係る工程表に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。

別表

府省名	平成21年度末定員	合理化目標数
内閣の機関	813	9
内閣府	2,360	46
宮内庁	1,034	15
公正取引委員会	779	12
国家公安委員会	7,660	126
金融庁	1,462	21
消費者庁	202	0
総務省	5,389	117
公害等調整委員会	36	0
法務省	51,866	964
外務省	5,697	121
財務省	71,499	1,328
文部科学省	2,192	46
厚生労働省	32,742	712
農林水産省	25,313	682
経済産業省	8,626	168
国土交通省	60,900	1,190
環境省	1,224	21
防衛省	22,469	488
合計	302,263	6,066

(注1) 平成21年度末定員は、地方警務官及び「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に定める業務の大胆かつ構造的な見直しによる純減数のうち平成22年度当初に減員することとしている数を除いたものである。

(注2) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。